

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第48号

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年墨田区条例第13号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

第30条第2項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の105、12月に支給する場合においては100分の110」を「100分の120」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。